

(案)

労 審 発 第 号
平成 27 年 9 月 28 日

厚生労働大臣
塩 崎 恭 久 殿

労働政策審議会
会 長 樋 口 美 雄

平成 27 年 9 月 28 日付け厚生労働省発雇児 0928 第 1 号をもって諮問の
あった「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審
議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(案)

(別紙)

平成27年9月28日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

雇用均等分科会

分科会長 田島 優子

「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

平成27年9月28日付け厚生労働省発雇児0928第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

本分科会は、厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。